

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護 保険 対象	(1) 要介護サービス利用料金に係る自己負担額	636円	703円	776円	843円	910円
	(2) 看護体制加算	● (I) ロ・・・・ 4円	● (II) ロ・・・・ 8円			
	(3) 日常生活継続支援加算	● (II)・・・・ 46円				
	サービス提供体制強化加算	○ (I) イ・・・・ 18円	○ (I) ロ・・・・ 12円			
		○ (II) (III)・・・・ 6円				
	(4) 夜勤職員配置加算	● (II) ロ・・・・ 18円	○ (IV) ロ・・・・ 21円			
	(5) 初期加算料金	※	30円 (対象者のみ) (入所30日以内)			
	(6) 外泊時費用	※	246円 (対象者のみ) (月6日以内)		入院又は外泊された場合	
	(7) 精神科医師定期的療養指導加算	●	・・・・ 5円			
	(8) 若年性認知症入所者受入加算	※	120円 (対象者のみ)			
	(9) 配置医師緊急対応加算	※夜間・早朝650円/回 深夜1,300円/回 { (2) (II) ロを算定していること } 6~8時を早朝・18~22時を夜間・22~翌6時を深夜の時間帯とする				
	(10) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	※	200円 (対象者のみ) (7日間を限度)			
	(11) 看取り介護加算	(I)	※ 死亡日以前4日以上30日以下 144円	※ 死亡日の前日及び前々日 680円	※ 死亡日 1,280円	入院及び外泊等後の死亡については施設入所中の期間が加算の対象となります。
(II)		144円	780円	1,580円		
(12) 口腔衛生管理体制加算	●	・・・・ 30円 (1月につき)				
(13) 介護職員処遇改善加算	● (I)・・・・	{ (1) ~ (12) の月総額 } × 0.083 円				

上記料金は1割負担額を記載していますが、介護保険負担割合証により、2割または3割の負担が生じる場合があります。

保険者の交付する介護保険負担限度額認定証による

補足 給付	市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯			
		第1段階	第2段階	第3段階	
		第4段階			
		・世帯全員が市区町村民税を課税されていないで、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	・世帯全員が市区町村民税を課税されていないで、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	・世帯全員が市区町村民税を課税されていないで、左記第2段階以外の方	・左記以外の方 ・非課税世帯であっても (1) 配偶者が課税されている。 (2) 単身で1千万円超、夫婦で2千万円超の預貯金等を保有している。場合
(14) 居住費に係る負担限度額	820円	820円	1,310円	1,970円	
(15) 食事に係る負担限度額	300円	390円	650円	1,380円	

負担限度額認定を受けていない場合は、居住費・食事に係る負担とも第4段階適応になります。

サービス利用に係る自己負担合計	(1) + (2) + (3) + (4) + (7) + (12) + (13) + (14) + (15) の合計	※ (5) (6) (8) (9) (10) (11) は対象の場合に負担
-----------------	---	---------------------------------------

1. 上記加算については、●で平成30年8月1日から算定予定の加算を記しておりますが、職員配置等の関係により、○の加算を追加算定または、○の加算に変更する場合、若しくは●の加算を廃止する場合があります。

2. その他、日常生活に必要な諸費用は実費にてご負担いただきます